

返済不要!

三条市では、教育に尽力された諸橋轍次博士の意志を継ぎ、教育の機会均等を図るとともに、次代を担う人材を育成しています。

高校生等奨学金

保護者等が市民税所得割 0 円の高校生への給付型奨学金です。

令和 6 年

申請受付期間

8/1 木

9/13 金

1 給付対象 次の全ての要件を満たす方。

- (1) 高等学校その他市長が認める教育機関に在籍すること。
- (2) 保護者等が 1 年以上前から本市に住民登録していること
又は本人が本市に住民登録していること。
- (3) 経済的事情を勘案し、特に支援を必要とすること。
(保護者等の市民税所得割が 0 円であること)

2 給付額 年額 6 万円 ※一括給付

3 申請書類

高校生等奨学金給付申請書（様式第 13 号）

※申請書は三条市ホームページからもダウンロードできます。

4 申請方法

- (1) 窓口持参
市民窓口課（三条庁舎）／教育総務課（栄庁舎）
下田サービスセンター総務グループ（下田庁舎）
- (2) 郵送
〒959-1192
三条市新堀 1311 番地 教育総務課 庶務係

5 その他

- (1) 結果については、10月中旬頃に文書で通知します。
- (2) 給付後の注意事項について
ア 次の場合は、給付額を返還いただくことがありますので、速やかに連絡してください。
 - ・休学、転学又は退学したとき。
 - ・停学その他の処分を受けたとき。
 - ・本人又は保護者等の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。イ 在学確認のために、3月頃に「在学証明書」を提出いただく予定です。
- (3) 本奨学金は、年に 1 度の申請が必要です。

奨学金についての
ホームページはこちら→



三条市教育委員会 教育総務課 庶務係

住所 〒959-1192 三条市新堀 1311 番地（栄庁舎 2 階）
電話 0256-45-1111（直通）